

## 特定生産緑地指定等申出に関するよくある質問とその回答

### 目 次

■個別相談会について	1
■特定生産緑地の指定について	2
■特定生産緑地の指定申出の手続きについて	3
■生産緑地または特定生産緑地の制度について	3
■生産緑地（※特定生産緑地ではありません）の新規または再指定について	4
■固定資産税、相続税について	4
■特定生産緑地もしくは生産緑地の買取申出申請（解除）について	4

### ■個別相談会について

#### Q 1 指定日に個別相談会に参加しなければいけませんか。

A 1 特定生産緑地の指定申出に関してご不明な点がない場合は、指定日に参加する必要はありません。その場合、欠席等の連絡は不要です。

#### Q 2 個別相談会ではどのような内容を相談できるのですか。

A 2 個別相談会に対応する内容は、①特定生産緑地の制度について、②特定生産緑地指定の申出、③固定資産税のあらまし（一般的な計算方法）についてです。特定生産緑地に指定しない場合における具体的な固定資産税の変動金額については、個別相談会では対応しかねますので、岡崎市役所資産税課までご相談ください。

※相続税における納税猶予の税額について：所轄の税務署でご確認ください。

#### Q 3 相談時間はどの程度対応してもらえますか。

A 3 当日の混雑状況にもよりますが、相談会場における混雑を防ぐことや新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回あたりの相談時間については20分以内とします。予め相談内容を整理した上でご参加ください。また、共有者の方は相談内容をまとめ、代表の方によるご参加としてください。

#### Q 4 個別相談会の混雑状況によっては受付を断られることもありますか。

A 4 1回あたりの相談時間を20分以内とし、相談に来られた方に対応する予定ですが、会場の利用時間も限られているため、受付をお断りする場合もあります。やむを得ず受付をお断りする場合は、後日個別にて対応しますのでご了承ください。

Q 5 個別相談会の全日程において都合が悪く、相談会に参加できない場合、別日に対応してもらえますか。

A 5 個別相談会に参加できない場合、以下のとおり別日に対応することは可能です。

<電話による問合せの場合>

都市計画課（0564-23-6258）までご連絡ください。なお、担当職員の在席状況によってはご連絡が後日となることがありますのでご了承ください。

<窓口での相談の場合>

都市計画課（0564-23-6258）へ連絡し、相談日時の調整をお願いします。なお、窓口での個別対応は令和 2 年 12 月からとなりますのでご承知おきください。

## ■特定生産緑地の指定について

Q 6 特定生産緑地の指定は、令和 4 年（2022 年）12 月 4 日以降でも可能ですか。

A 6 いかなる理由でも特定生産緑地指定の期限に特例はなく、令和 4 年（2022 年）12 月 4 日より後は、特定生産緑地の指定は受けられません。申出の受付期限となる令和 3 年（2021 年）10 月 31 日までに申出手続きを必ず行ってください。

Q 7 生産緑地地区ではない農地等も特定生産緑地に指定できますか。

A 7 できません。特定生産緑地はあくまでも、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する生産緑地地区に対して指定するものです。

Q 8 特定生産緑地の指定が認められない場合もありますか。

A 8 農地として適正に管理されていない場合や、農地等利害関係人の同意が得られていない場合（資料 1 P 1 参照）は、特定生産緑地の指定は受けられません。申出書類を提出後、書類の審査を行い、指定を認めない場合は、市から申出者に対してその旨を通知します。

Q 9 農地として適正に管理されていないという理由で特定生産緑地の指定が認められない場合、是正を行えば指定を認めてもらえますか。

A 9 農地として適正に管理されていることが確認できれば指定を行うことは可能です。是正が完了した時点で、都市計画課（0564-23-6258）までご連絡ください。ただし、是正は特定生産緑地の指定手続き開始までに行う必要があります。申出書類の提出時期によっては、是正期間が短くなりますのでご注意ください。

**■特定生産緑地の指定申出の手続きについて**

Q10 農地等利害関係人全員の同意が必要とありますが、該当者の中に亡くなった方が含まれる場合、その方の分の同意は不要ですか。

A10 必要です。亡くなった方の分は、その分の相続人全員（相続人が未定の場合は法定相続人）の同意の取得が必要となります。

Q11 昨年度の意向調査で特定生産緑地指定を「希望しない」と回答しましたが、特定生産緑地への指定申出はできますか。

A11 昨年度の意向調査の回答から変更することは可能です。指定を「希望しない」と回答した方が特定生産緑地への指定申出を希望することも、指定を「希望する」と回答した方が特定生産緑地への指定申出を希望しないことも可能です。

Q12 特定生産緑地に指定しない場合、何か手続きは必要ですか。

A12 必要です。「特定生産緑地指定等申出書（様式1）」により指定希望がないことを申出ください。

Q13 指定申出書類提出後に状況が変わった場合、提出した内容を変更することは可能ですか。

A13 原則、変更はできませんので、十分にご検討の上、手続きを進めてください。なお、提出後に相続等が生じた場合は、指定申出の希望の有無に関係なく都市計画課（0564-23-6258）までご相談ください。

Q14 指定申出書類提出後に、申出をした所有者の死亡により自分が相続した場合、再度、特定生産緑地指定申出書類を提出する必要がありますか。

A14 指定申出をした後に申出者が死亡しても申出は有効ですので、再度の申出は必要ありませんが、都市計画課（0564-23-6258）までご連絡ください。

Q15 指定申出書類の提出は代理人や親族でもできますか。

A15 申請者は登記されている所有者とすることを基本としますが、所有者以外の代理人の方が申請を行うことも可能です。所有者以外の代理人の方が手続きを行う場合は、委任状（様式5）が必要となりますのでご注意ください。

**■生産緑地または特定生産緑地の制度について**

Q16 「特定生産緑地に指定する場合」と「特定生産緑地に指定しない場合」で何が違うのですか。

A16 「資料2 特定生産緑地の制度に関する案内」をご覧ください。

Q17 特定生産緑地の指定手続きをしないまま、生産緑地地区の決定から 30 年（令和 4 年 12 月 4 日）が経過すると、生産緑地の指定は外れますか。

A17 外れません。30 年が経過しても生産緑地のまま行為制限が継続されます。生産緑地の指定を外すには、指定から 30 年経過という理由で買取り申出を行う必要があります。

### ■生産緑地（※特定生産緑地ではありません）の新規または再指定について

Q18 市街化区域内に「①生産緑地でない農地」、「②生産緑地であったが、買取り申出を行い、生産緑地を解除した農地」を所有していますが、これらの農地を生産緑地に指定することは可能ですか。

A18 今回の手続きで生産緑地地区の追加指定、または再指定は行いません。特定生産緑地の指定手続きが完了する令和 4 年（2022 年）12 月以降に追加指定または再指定について、市として検討を行います。

### ■固定資産税、相続税について

Q19 特定生産緑地に指定しない場合、固定資産税はどのようになりますか。

A19 市街化区域内の宅地並み課税となります。「資料 2 特定生産緑地の制度に関する案内」をご覧ください。詳しくは岡崎市役所資産税課までお問い合わせください。

Q20 特定生産緑地に指定しない場合、相続税の納税猶予はどのようになりますか。

A20 「資料 2 特定生産緑地の制度に関する案内」をご覧ください。相続税の納税猶予の税額等については、所轄の税務署でご確認ください。

Q21 生産緑地地区の指定から 30 年経過後、特定生産緑地に指定しない生産緑地について買取り申出をし、行為制限等が解除された農地の相続税の納税猶予はどのようになりますか。

A21 納税猶予中の農地を買取り申出すると納税猶予は打ち切りとなります。詳しくは所轄の税務署でご確認ください。

### ■特定生産緑地もしくは生産緑地の買取申出申請（解除）について

Q22 特定生産緑地の指定を受けた後、主たる従事者の死亡や故障（病気・怪我等）を理由に買取り申出はできますか。

A22 これまでと同じように、今後、主たる従事者の農業継続が不可能であることを証明する書類（死亡の場合は「除籍謄本」、故障の場合は「医師の診断書」）を添付することで、買取り申出が可能となります。